

県本部・総支部準則

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この組合は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という）規約第6条の規定に基づいて設置する県本部の下部組織であり、全日本自治団体労働組合福島県本部〇〇総支部（略称「〇〇総支部」）という事務所を〇〇におく。

(目的)

第2条 総支部は、加盟組合相互の連携・提携と〇〇地区の民主化をはかり、県本部の目的達成をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 総支部は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 加盟単組（県職支部を含む。以下同じ。）の連絡会議をもつ。
- (2) 加盟単組の労働条件の維持改善をはかるため共闘を組織する。
- (3) 加盟単組の組織強化のため学習・経験交流を行い、自治研、文化活動をすすめること。
- (4) 総支部管内の未組織町村の組織化をはかる。
- (5) その他目的達成に必要な事業を行う。

第2章 組織

(組織)

第4条 総支部は（県本部規約第6条）に定める地域内の自治体労働組合をもって組織し、運営する。

(県本部への業務の委任)

第5条 総支部が行おうとする事業が長期にわたり、著しく困難になった場合は、執行委員会の議を経て、県本部中央執行委員会に総支部の業務執行を委任することができる。

第3章 権利と義務

(権利)

第6条 加盟組合および組合員は次の権利をもつ。

- (1) 規約に基づいて諸会議に出席し、報告を受け、建議、批判、討議、議決に加わること。
- (2) 規約に基づく役員の見学権および被選挙権の行使
- (3) 会計冊簿および証拠書類を閲覧すること

第4章 機関

(機関)

第7条 総支部に次の機関をもつ。

- (1) 大会
- (2) 単組代表者会議
- (3) その他補助機関

(大会)

第8条 大会は総支部の最高決議機関で代議員及び役員をもって構成し、毎年一回、支部長がこれを招集する。但し、単組代表者会議において必要と認めるとき、及び加盟単組の3分の1以上の要求があったときは、臨時に大会を召集しなければならない。

2 大会は代議員の過半数以上の出席で成立し、議事は、出席代議員の過半数によって決定する。

3 代議員の選挙比率は次のとおりとする。

組合員	100名まで	2名
組合員	101名から 500名まで	3名
組合員	501名から1,000名まで	4名
組合員	1,000名以上	5名

(大会に附議すべき事項)

第9条 大会に附議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 総支部運営の基本方針
- (3) 予算および決算
- (4) その他

(単組代表者会議)

第10条 単組代表者会議は、大会に次ぐ決定機関で、各単組ごとに選出された代表者1名及び第15条の役員（但し会計監査は除く。第12条及び第13条においても同じ）をもって構成し支部長が随時招集する。

2 単組代表者会議は、代表者の過半数の出席で成立し、議事は、出席代表者の過半数で決する。

(単組代表者会議に附議すべき事項)

第11条 単組代表者会議に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 大会決定事項の運営
- (2) 予算の補正
- (3) その他の重要事項

(補助機関)

第12条 総支部に次の補助機関をおく。

- (1) 青年婦人部
- (2) 現業評議会
- (3) 社会福祉評議会
- (4) 衛生医療評議会

2 総支部役員は補助機関会議に出席して発言することができる。

(議長)

第13条 大会及び委員会の議長は、代議員及び委員の中から選出し、執行委員会の議長は総支部長がこれにあたる。

第5章 役員

(役員)

第14条 総支部に次の役員をおく。

- (1) 総支部長 1名
- (2) 副総支部長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計監査 2名

2 役員任期は1年とし、定期大会で選出する。

(役員職務)

第15条 総支部長は、総支部を代表し総支部の業務を統轄する。

2 副総支部長は、総支部長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、総支部長の指示により総支部の業務を掌握する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐する。

5 会計監査は年1回以上総支部の会計を監査する。

(書記)

第16条 総支部は、必要に応じて事務局に書記をおくことができる。

2 書記は、総支部長の命を受けて業務に従事する。

第6章 会計

(経費)

第17条 総支部の経費は県本部の交付金及びその他の収入をもってあてる。但し総支部が特に必要と認めた場合、臨時徴収をすることができるが、県本部中央執行委員会の承認を得ることとする。

(会計年度)

第18条 総支部の会計年度は、県本部の会計年度に準ずる。

(規則)

第19条 総支部の会計規則は県本部会計規則に準ずることとするが、総支部の規則として別に定めることができる。

(給与及び旅費)

第20条 総支部の給与及び旅費規程は県本部に準ずる。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第21条 この規約を改正しようとするときは、県本部中央執行委員会の議を経て大会にて出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8章 補則

(規約の疑義)

第22条 この規約に定めるもの以外については県本部規約を準用し、疑義については委員会によって処理する。

第9章 附則

(施行期日)

第21条 この規約は、1978年10月7日より施行する。

附則

この準則は、2007年2月15日に改正し、2008年4月1日より施行する。